

東北農政局工事成績等評定実施要領

(目的)

第1 この要領は、東北農政局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 評定の対象は、原則として予定価格が250万円を超える請負工事とする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で東北農政局長（以下「局長」という。）が評定を行う必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

(評定内容)

第3 評定内容は、次に掲げる内容に区分するものとする。

なお、工事技術的難易度評価及びV E 提案等評定は本要領によるほか、それぞれ別添1の「工事技術的難易度評価実施要領」及び別添2の「V E 提案等評定実施要領」によるものとする。

- (1) 工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績（以下「工事成績評定」という。）
- (2) 構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事の技術的難易度（以下「工事技術的難易度評価」という。）
- (3) 企業からのV E 提案に基づく工事施工状況、目的物の品質を評価するV E 提案に係る施工（以下「V E 提案等評定」という。）

(評定者)

第4 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 会計法第29条の11第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあつては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあつては「検査職員」という。）
- (2) 当該工事を所掌する事業所、事務所、地方農政事務所（東北農政局会計事務取扱細則(昭和47年7月1日付け47北総第812号(経))第2条に規定する事業所等をいう。）の長（以下「事業(務)所長」という。）
- (3) 当該工事を担当する東北農政局総務部主管課長（以下「主管課長」という。）

(評定の方法)

第5 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事内容の確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる監督職員

及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合は、それらの者が協議の上、評定

を行うものとする。

- 3 工事成績評定の採点は、別紙 - 1 - 1 「工事成績採点表」により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は、別紙 - 1 - 2 「細目別評定点採点表」により行うものとする。
- 5 評定結果は、別記様式 1 「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 6 評定にあたっては、別紙 2 から別紙 8 までの「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（監督職員用、検査職員用、事業（務）所長用）」及び別紙 9 - 1 ~ 6 「施工プロセスのチェックリスト」を作成し、別紙 10 - 1 ~ 3 「記入方法及び留意事項」と併せて評定の参考とするものとする。
また、工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関する評定にあたっては、請負者の実施状況を十分に把握した上、行うものとする。

（評定の時期）

- 第 6 評定の時期は、主管課長、事業（務）所長及び監督職員にあつては、工事が完成したとき、検査職員にあつては、検査を実施したときとする。

（評定結果の提出）

- 第 7 評定者は、支出負担行為担当官（代理官含む。）が契約した工事にあつては局長に、分任支出負担行為担当官（代理官含む。）又は契約担当官（代理官含む。）が契約した工事にあつては、当該工事を担当する事業（務）所長に、工事成績評定表を遅滞なく提出するものとする。
 - 2 事業（務）所長は、前項の規定により受理した評定結果について、遅滞なく局長へ報告するものとする。

（評定結果の通知）

- 第 8 局長又は事業（務）所長は、評定者から工事成績評定表の提出があつたときは、当該工事の請負者に対して別記様式 2（工事成績評定通知書）並びに別記様式 2 の別表 1 「項目別評点表」及び別表 2 「工事技術的難易度項目別評価表」により、評定結果を遅滞なく、通知するものとする。
なお、別記様式 2 の別表 1 「項目別評点表」は、別紙 - 1 - 2 「細目別評定点採点表」より、別表 2 - 1 「工事技術的難易度項目別評価表（土木・建築）」又は別表 2 - 2 「工事技術的難易度項目別評価表（施設機械）」は、「工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第 1 - 1 「工事技術的難易度評価表（土木・建築）」又は同要領別記様式第 1 - 2 「工事技術的難易度評価表（施設機械）」より転記するものとする。

（評定の修正）

- 第 9 局長又は事業（務）所長は、第 8 及び別添 2 「VE 提案等評定実施要領」第 7 の規定により評定の結果を通知した後、かしの判明等により当該評定を修正する必要があると認めるときは、修正するものとし、修正した評定結果について、当該工事の請負者に対し遅滞なく、通知するものとする。

（評定内容の説明等）

- 第 10 第 8 及び第 9 による通知を受けた請負者は、通知を受けた日の翌日から 10 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

に、書面により、局長又は事業（務）所長に対して、評定の内容について説明を求められることができるものとする。

- 2 局長又は事業（務）所長は、前項の規定により評定の内容について説明を求められた場合は、書面を受理した翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。
- 3 局長又は事業（務）所長は、前項の回答を行う場合には、第12及び第13に規定する工事成績評定委員会に意見を求めることができるものとする。
- 4 第1項及び第2項の事項については、第8及び第9の通知において明らかにするものとする。

（苦情申立て）

- 第11 局長又は事業（務）所長から回答の通知を受けた請負者は、回答書による説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により当該局長又は事業（務）所長に対して、苦情を申し立てることができるものとする。
- 2 局長又は事業（務）所長は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに、「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知。以下「入札等監視委員会通知」という。）により設置される入札等監視委員会（以下「入札等監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続き及び苦情申立請求書の様式等については、入札等監視委員会通知によるものとする。
- 3 局長又は事業（務）所長は、申立者に対し、入札等監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。
 - （1）苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答するものとする。
 - （2）申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い局長又は事業（務）所長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。
- 4 局長又は事業（務）所長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- 5 局長又は事業（務）所長は、第10第2項の回答書において、苦情申立てができる旨を明らかにするものとする。

（東北農政局工事成績評定委員会）

- 第12 局長が意見を求める東北農政局成績評定委員会の構成は、別表1に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

（事業所等工事成績評定委員会）

- 第13 事業（務）所長が意見を求める事業所等工事成績評定委員会の構成は、別表2に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

(創意工夫等に係る資料要求)

第 1 4 当該工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関して、請負者が実施状況について別記様式（高度技術等実施状況）により提出できるものとし、その旨を特別仕様書に記載するものとする。

2 提出された高度技術等実施状況は、工事成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日以降から適用する。

附則

この要領は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する

附則

この要領は、平成 1 7 年 1 月 4 日から施行する

附則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する

附則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する

別表 1

東北農政局工事成績評定委員会

部 会 名	工 事 の 種 類	構 成 員
整備部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち事業（務）所が担当する工事	委員長 整備部次長 委 員 会計課長 設計課長 当該工事担当課長 当該工事担当職員 当該工事評定者
一般部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち上記以外の工事	委員長 総務部次長 委 員 会計課長 厚生課長 当該工事担当課長 当該工事評定者

別表 2

事業所等工事成績評定委員会

構成員
委員長 次長 （次長が二人置かれている場合は技術次長、次長が置かれていない場合は庶務（総務）課長） 委 員 庶務（総務）課長 当該工事担当課長 当該工事担当職員 当該工事評定者

別記様式第 1

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日

農政局 農業水利事業（務）所

工事名	
契約金額	当初： 最終：
工期	当初：平成 年 月 日 最終：平成 年 月 日
完成年月日	平成 年 月 日
完成検査年月日	平成 年 月 日
既済部分検査年月日	平成 年 月 日
請負者住所氏名	
現場代理人氏名	
主任技術者氏名	
監理技術者氏名	
事業所等の長所属・氏名	印
監督職員所属・氏名	印
完成検査職員所属・氏名	印
既済部分検査職員所属・氏名	印
監督職員評定点	点
事業所等の長評定点	点
既済部分検査職員評定点	点
完成検査職員評定点	点
法令遵守等	点
評定点合計	点

注 1) 既済部分検査があった場合

$$\text{評定点合計} = (\times 0.4 + \times 0.2 + \times 0.2 + \times 0.2) -$$

既済部分検査がなかった場合

$$\text{評定点合計} = (\times 0.4 + \times 0.2 + \times 0.4) -$$

2) 既済部分検査が 2 回以上あった場合、平均点を記入する

3) 一部完成の場合は、所長、主任監督員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする

5) 法令遵守等は、事務所長等が記入する

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

〇〇農政局長 (事業 (務) 所長)

〇〇〇〇 印

工事成績評定通知書

貴社が受注した下記の工事について、〇〇農政局工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条に規定する行政機関の休日を含まない。) 以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

- 1 工事名 〇〇事業 〇〇工事
- 2 工期 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
- 3 完成検査年月日 平成〇年〇月〇日

4 評定点 (修正評定点 【評定点を修正し、通知する場合に記載する】)

評定内容	評定点等
工事成績評定	
工事の技術的難易度評定	
VE提案等評定	

【評定の対象と成らないものは、「該当なし」と記載する】

- 5 書面の送付先 住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)

- 6 手続等の問い合わせ先 住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)
TEL . . . - . . . - (代) 内線

別記様式 2 の別表 1

項目別評点表

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	. 施工体制一般	/ 3.2点
	. 配置技術者	/ 3.8点
2. 施工状況	. 施工管理	/ 11.7点
	. 工程管理	/ 9.3点
	. 安全対策	/ 10.7点
	. 対外関係	/ 3.4点
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	/ 13.9点
	. 品質	/ 15.9点
	. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 高度技術（加点のみ）	高度技術力	/ 7.8点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 5.4点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献度	/ 6.4点
7. 法令遵守等（減点のみ）		点
評定点合計		/ 100.0点

工事技術的難易度項目別評価表（土木・建築）

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		規模	
		形状	
		その他	
2. 技術特性		工法等	
		その他	
3. 自然条件		湧水・地下水	
		軟弱地盤	
		作業用道路・ヤード	
		気象・海象	
		その他	
4. 社会条件		地中障害物	
		近接施工	
		騒音・振動	
		水質汚濁	
		作業用道路・ヤード	
		現道作業	
		その他	
5. マネジメント特性		他工区調整	
		住民対応	
		関係機関対応	
		工程管理	
		品質管理	
		安全管理	
		その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（ ～ ）			

工事技術的難易度項目別評価表（施設機械）

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備条件		設備種別	
		設備規模	
		その他	
2. 設備技術特性		施工技術	
		その他	
3. 設備据付条件		設備環境	
		土木構造物	
		その他	
4. 社会条件		地中障害物	
		近接施工	
		騒音・振動	
		水質汚濁	
		作業用道路・ヤード	
		現道作業	
		その他	
5. マネジメント特性		他工区調整	
		住民対応	
		関係機関対応	
		工程管理	
		品質管理	
		安全管理	
		その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（ ~ ）			

工事成績採点表（完成・一部完成）

平成 年 月 日 作成
農政局 事業（務）所

工事名		契約金額（最終）																			
請負者名		工期					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日				
考 査 項 目		監 督 職 員					事 業 所 等 の 長					検 査 職 員（既 済）					検 査 職 員（完 成）				
		氏名					氏名					氏名					氏名				
項 目	細 目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	施工体制一般	/	+1.5	0	-5	-10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	配置技術者	+3	+1.5	0	-5	-10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
2. 施工状況	施工管理	/	+1.5	0	-5	-10	/	/	/	/	/	+5	+2.5	0	-5	-15	+5	+2.5	0	-5	-15
	工程管理	+1	+0.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-7.5	-15	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	安全対策	+2	+1	0	-5	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	対外関係	+2	+1	0	-2.5	-5	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3. 出来形及び出来ばえ	出来形	+2	+1	0	-2.5	-5	/	/	/	/	/	+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20
	品質	+2	+1	0	-2.5	-5	/	/	/	/	/	+15	+7.5	0	-15	-30	+15	+7.5	0	-15	-30
	出来ばえ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	+5	+2.5	0	-2.5	/	+5	+2.5	0	-2.5	/
4. 高度技術	高度技術力 2	+13 ~ +1		0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 創意工夫	創意工夫 2	+7 ~ +1		0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
6. 社会性等	地域への貢献度 3	/	/	/	/	/	+10	+5	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点				
評定点(65±加減点合計) 1		a 点					b 点					c 点					d 点				
評定点計		_____点 ・既済部分検査があった場合 : (a×0.4+b×0.2+c×0.2+d×0.2)= _____点 ・既済部分検査がなかった場合 : (a×0.4+b×0.2+d×0.4)= _____点																			
7. 法令遵守等 6		_____点																			
評定点合計		_____点 ・評定点計(_____点) + 7. 法令遵守等(- _____点) = _____点																			
所 見 4		(監督職員)					(事業所等の長)					(検査職員)									

- 1 評定点 = 65点 ± 加減点合計
- 2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。
- 3 社会性等の評価では地域への観点から加点評価のみとする。また法令遵守等は減点評価のみとする。
- 4 所見は必ず記載するものとする。
- 5 各考査項目ごとの採点は、完成検査職員の評価に先立ち、監督職員・事業所等の長が記入する。
- 6 法令遵守等の評価は事業所等の長が行う。

別紙－ 1 - 2

細目別評定点採点表

項 目	細 目	監 督 職 員	事 業 所 等 長	検 査 職 員 (既 済)	検 査 職 員 (完 成)	細目別評定点	得 点 割 合
1. 施 工 体 制	施工体制一般	()x0.4 +2.6= 点				3.2点	
	配置技術者	()x0.4 +2.6= 点				3.8	
2. 施 工 状 況	施工管理	()x0.4 +2.6= 点		()x0.4+6.5 = 点	()x0.4 +6.5= 点	11.7	
	工程管理	()x0.4 +2.6= 点	()x0.2 +4.3= 点			9.3	
	安全対策	()x0.4 +2.6= 点	()x0.2 +4.3= 点			10.7	
	対外関係	()x0.4 +2.6= 点				3.4	
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	出来形	()x0.4 +2.6= 点		()x0.4+6.5 = 点	()x0.4+6.5 = 点	13.9	
	品質	()x0.4 +2.6= 点		()x0.4+6.5 = 点	()x0.4+6.5 = 点	15.9	
	出来ばえ			()x0.4+6.5 = 点	()x0.4+6.5 = 点	8.5	
4. 高 度 技 術 力	高度技術力	()x0.4 +2.6= 点				7.8	
5. 創 意 工 夫	創意工夫	()x0.4 +2.6= 点				5.4	
6. 社 会 性 等	地域への 貢献度		()x0.2 +4.4= 点			6.4	
7. 法 令 遵 守 等	法令遵守等		()x1.0 = 点				
評定点合計						100点	

既済部分検査があった場合

(+ + x 0.5 + x 0.5) = 細目別評定点 (既済が2回以上の場合は平均する)

既済部分検査がなかった場合

(+ +) = 細目別評定点

得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督職員用 目次

書式名称	審査項目	細別	備考
別紙 2	1. 施工体制	施工体制一般 配置技術者	
別紙 3 - 1 から 別紙 3 - 2	2. 施工状況	施工監理 工程管理 安全対策 対外関係	
別紙 4 - 1 から 別紙 4 - 1 5	3. 出来形型及び出来ばえ 出来形 品質		
別紙 5 - 1 から 別紙 5 - 2	4. 高度技術		
別紙 6	5. 創意工夫		

別紙 2（監督職員用）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

「記入方法」 該当する項目の を ✓ マークする

審査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	施工体制一般	施工体制が適切である 他の事項に該当しない 施工体制がやや不備である 施工体制が不備である				施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。 該当事項があれば... e
		作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体制図で確認できる。 工事カルテの登録が期限内に行われている。 品質証明体制が確立され、有効に機能している。 建退共制度の趣旨の説明・証紙の購入が適切に行われている。 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。				
	配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		技術者が適切に配置されている 技術者がほぼ適切に配置されている 他の事項に該当しない 技術者の配置がやや不備である 技術者の配置が不備である				現場代理人等の技術者配置が不備で監督職員から文書による改善指示を行った。 専門技術者が配置されていない。 1項目でも該当あれば..... d 2項目該当..... e
		現場代理人として工事全体の把握ができている。 現場代理人として監督職員との連絡調整及び対応がよい。 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 施工等に伴う創意工夫又は提案を持って工事の進捗に努めている。 契約書、設計図書等を良く理解し現場に反映して工事を行っている。 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 段階確認、立ち会いの申請が適切な時期に行われている。 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 施工等に伴う創意工夫又は提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。 部下や下請けの施工体制、施工状況を把握している。 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ良好な施工行に努めた。 作業主任者を選任し配置している。				
		該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d				

別紙3 - 1（監督職員用）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	施工管理	契約書第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 施工計画書と現場施工方法が一致している。 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 施工計画書の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 工事材料の使用及び調達計画が、十分になされ管理されている。 品質確保のための対策がみられる。 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 現場内の整理整頓が日常的になされている。 見本または工事記録写真等が適切に整理されている。 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 立ち会い確認の手続きが事前になされている。 工事記録の整備が適時、的確になされている。 リサイクルへの取り組みが適切になされている。 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。			施工計画が適切である	他の事項に該当しない	施工計画がやや不備である	施工計画が不備である
			該当項目が80%以上..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d			設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。		
	工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である		
		フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 条件変更への対応、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 休日の確保を行った。 工程表の内容が検討され充実している。			請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） 該当あれば..... e 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。 該当あれば..... d			
		該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d						

別紙3 - 2（監督職員用）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
2. 施工状況	安全対策	<p>災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。 本店等で安全パトロールを実施し、記録が整備されている。 各種安全パトロールで指摘を受けないように的確に対応しているまたは、指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。 安全巡視、TBM、KY等を実施し記録を整備している。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 安全管理の臨機の措置を行った。 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 使用機械、車両等の点検整備等がなされ管理されている。 保安施設や足場などが設置され管理されている。 工事現場における保安施設等の整備・設置が的確であり、効果を上げている。</p> <p>該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d</p>				<p>臨機の措置が不適切、又は監督職員の指示に従わなかったため、災害等の損害を受けた。</p> <p>該当あれば.....e</p> <p>関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書による指示を行った。</p> <p>該当あれば..... d</p>
	対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		<p>工事施工に当たり、関係官公庁等の関係機関と折衝及び調整し、トラブルの発生がない。 工事施工に当たり、地元との適切な折衝及び調整を行った。 苦情が出ないよう的確に対応し又は、苦情に対して的確に対応し、良好な解決に役立った。 周辺環境対策を実施し、第三者からの苦情が少ない。 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。</p> <p>該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d</p>				<p>関連工事の調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。</p> <p>該当あれば.....e</p> <p>関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書による指示を行った。</p> <p>該当あれば..... d</p>

別紙 4 - 1（監督職員用）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 出来形	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」すべてに該当する。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」のうち1項目のみ該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、監督職員による改善指示があった。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、契約書第17条2項に基づき破壊検査に準ずるものがあった。
	<p>出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 自社の管理基準を設定し管理している。 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>「評価対象項目」とは工事内容により評価の対象とならない項目を削除した後の項目をいう。 詳細は別紙-5【記入方法及び留意事項】参照</p>			該当あれば..... d	該当あれば..... e

別紙 4 - 2（監督職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	ほ場整備工 ・整地工等 ・進入路工 ・暗渠排水工 ・用・排水路工 ・道路工 ・二次製品 U字溝・BF L型 ボックスカル パート ブロック積	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 （監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば…… d	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 （監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば…… e
		仕様書等でさだめられている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で行っている。 濁り等の防止に十分留意して施工している。 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 進入路について耕作に支障がないように施工されている。 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 用・排水路の法面のとおりがよい。 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…… c				

別紙4 - 3（監督職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	農地造成工 ・テラス (階段畑) ・土壌改良 ・改良山成	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 (監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば…… d	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 (監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば…… e
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で行っている。 防災施設が施工計画のとおり施工している。 伐開物処理は、関係法令により適切に処理されている。 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。 基盤造成、法面植生、雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書により施工されている。 土壌改良資材の撒布は仕様書及び設計図書により施工されている。 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合が図られている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…… c				

別紙 4 - 4（監督職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質	コンクリート 構造物 ・トンネル ・水路 ・頭首工 ・橋梁 ・用排水機場	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－10【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。 鉄筋の組立及び継ぎ手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶり確保している。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 コンクリート打ち継ぎ部の処理が仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。 特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。 モッコ跡からの漏水がない。 クラックの発生がない。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e
舗 装		a	b	c	d	e
		設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 路盤の品質規格が仕様書通りであることが確認できる。 最大骨材粒径が仕様書で定められ粒径以下であり、骨材粒度範囲が仕様書で定められた粒度範囲内である。 混合物の温度管理において仕様書で定められた規格値を満足している。 施工時の舗設温度が仕様書で定められた通りであることが確認できる。 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 舗設後の現場養生が仕様書の規定に従い実施されている。 施工に先立ち配合試験を行いコンクリートの品質向上に取り組んでいる。 供試体（アスファルト、コンクリート）が当該現場の供試体であることが確認できる。 気象条件等に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

本様式は、検査職員と同じ確認項目であるが確認手法（現地立会確認、写真等による確認等）が異なるため必ずしも同じ評価とはならない。

別紙4 5（監督職員用）

考査項目	工種	a	b	c	d	e	
3. 出来型及び出来ばえ 品質	盛土・築堤等 ・干拓堤防工 ・堤防改修工 (海岸保全)	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照					
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 濁り等の防止に十分留意して施工している。 工事の施工に当たり、図面に示す施工順序に従って施工している。 工事前仮設道路等は、堤体の安定性、運搬機械の安全性、工事工程等を考慮した計画となっている。 築堤敷及び周辺の雨水対策として、水替え等が実施されている。 敷網工の施工が仕様書に従い実施されている。 敷砂工の施工が仕様書に従い実施されている。 敷砂利工の施工が仕様書に従い実施されている。 地盤改良の施工が仕様書に従い施工されている。 根固、押え捨石及び被覆石の施工が仕様書に従い施工されている。 フィルター工の施工が仕様書に従い施工されている。 盛土工の施工が仕様書に従い施工されている。 計測計器類が仕様書に従い設置されている。 動態観測において、計測項目、計測機器及び計測法が仕様書に従い計測されている。			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば…… d		(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば…… e
		試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…… c					

本様式は、検査職員と同じ確認項目であるが確認手法（現地立会確認、写真等による確認等）が異なるため必ずしも同じ評定とはならない。

別紙4-6（監督職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質	法 面 ・地滑り防止工の抑止工（法面）も適用	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工基面が平滑に仕上げられている。 土壌試験を実施し、施工に反映している。 湧水の処理が適切に行われていることが確認できる。 金網の継ぎ手の重ね幅が10cm以上確保されている。 吹きつけ厚さが均等である。 吹きつけ厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 グランドアンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり、実施されていることが確認できる。 グランドアンカー工の削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。 グラウト注入圧が設計注入圧を越えていないことが確認できる。 アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どりに実施していることが確認できる。 現場養生が仕様書に従い実施されている。 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 枠内に空隙がないことが確認できる。 層間にはく離がないことが確認できる。 跳ね返り材料が適切に処理されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e	
管水路		a	b	c	d	e
		設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 中心線の通りがよい。 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e	

別紙4 - 7（監督職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	フィルダム ため池	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 気象条件を考慮した施工が確認できる。 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり又は工事図面に示されたとおりに施工している。 コンクリートの供試体が当該現場のものであることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e
	コンクリート ダム	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 基礎処理施工要領書等に示された規定に従い適切に実施されている。 型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。 鉄筋の組立及び継ぎ手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 コンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。 コンクリートの打ち継ぎ部の処理が、仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 モックン跡からの漏水がない。 クラックの発生がない。 コンクリートの打設方法（リフト差、リフト高）が確認できる。 コンクリートの現場養生は、仕様書の規定に従って適切に実施されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 8（監督職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	トンネル ・ナトムに適用	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 金網の継ぎ目を一目以上重ね合わせていることが確認できる。 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 吹き付けコンクリートは、浮き石等を除いた後に地山と密着するよう施工されている。 吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 吹き付けコンクリートの跳ね返りの少ないのが確認できる。 ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 覆工コンクリートは、打設時型枠に変圧を与えていないことが確認できる。 コンクリート打ち継ぎ目処理が、仕様書等の規定に従い実施されている。 コンクリートの供試体が、当該現場のものであることが確認できる。 型枠等の取り外しに関して適切に管理されている。 コンクリート等にクラックがない。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e
	コンクリート二次製品水路（U字溝、BF等付帯的なものを除く） ・L型 ・ボックスカルバート ・ブロック積み	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工基面が平滑に仕上げられている。 法面のとおりがよい。 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 コンクリート構造物にきめ細かな施工がつかえる。 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 9（監督職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質	地滑り防止 ・承水路工 ・排水路工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工基面が平滑に仕上げられている。 地形形状を考慮した施工がなされている。 施設の出来上がりに凹凸がなく、丁寧に仕上げている。 埋戻が十分締め固められており、現況地形との取り付けがなじみよく施工がなされている。 継目が仕様書等で示す条件により施工されている。 既設道路及び水路施設等との取り付けが、なじみよく施工がなされている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e
	地滑り防止 ・集水井工	a	b	c	d	e
		設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 ライナープレートを実際に固定できるように掘削が入念に行われ、ライナープレートに振れてなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。 ライナープレートが、仕様書に示す深さごと一枚づつ実施されていることが確認できる。 ライナープレートの接続(ボルト締付)が、仕様書に示すとおり実施されている。 水抜きボ-リング、排水ボ-リングが、図面及び仕様書により正確に施工されている。 梯子あるいは階段が、丁寧に取り付けられている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 10（監督職員用）

	a	b	c	d	e
地滑り防止 ・水抜ボ - リン グ工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙-5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 孔口間隔が正確で孔口の接続が丁寧に仕上げられている。 掘進方向、角度及び長さが、図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。 ボ - リングコアが綺麗(ボ - リングが丁寧)に採れている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e
地滑り防止 ・堰堤工 ・床止工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙-5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 基礎地盤が確認され、丁寧に基礎面が仕上げられていることが確認出来る。 掘削法面勾配が、正確に施工されていることが確認できる。 コンクリ - ト面が丁寧に仕上げられている。 打継目処理が丁寧に施工されていることが確認できる。 排水パイプあるいは吸出し防止材が、丁寧に施工されていることが確認できる。 床止め工施工の際に坪堀等により、基礎地盤の確認がなされていることが確認できる。 鉄線籠工等の詰め石が、間隙の無いよう実施されていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 1 1（監督職員用）

	a	b	c	d	e
地滑り防止 ・抑止杭工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 抑止杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 抑止杭の打ち止め管理方法または、場所打ち杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。 抑止杭の偏心管理が確認できる。 偏心量が全て管理基準値以内で施工されている。 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。 杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 杭上の埋戻しが、丁寧に施工されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e
地滑り防止 ・アンカ - 工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 法面整形が丁寧に施工されている。 ラス張と地山の間に隙間がなく丁寧に施工されている。 法枠が地山形状になじんだ施工となっている。 アンカ - 角度が正確に施工されていることが確認できる。 孔内のスライムが十分除去されている グラウトが十分に施工されていることが確認できる。 グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(監督職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(監督職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 1 2（監督職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	電気通信設備	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 シーケンスに従い正常に動作した。 盤内機器等の性能検査表が整備されている。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 ビット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき配置されている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e
施設機械設備 ・用排水ポンプ		設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 配電盤類の関係諸基準に基づき、各種試験が行われている。 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 電線類の接続部が適切に処理されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 シーケンスに従い正常に動作した。 ビット内の電線類は、行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき配置されている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 13（監督職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来型及び出来ばえ品質	施設機械設備 ・水門設備 ・除塵設備	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			<p>（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d</p>	<p>（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e</p>

用排水ポンプ、水門設備、除塵設備の各工種に関連した鋼製付属設備を単独で発注した場合は、該当する各工種の評定項目で評定する。

別紙 4 - 1 4（監督職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	鋼橋	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。 溶接検査が所定どおり実施されており、内容が確認でき欠陥がない。 ボルトの締め付け確認が規定どおり実施され、明確に記録保管されている。 ボルト径、精度が規定を満足している。 ボルト締め付け器、測量機器の検定、点検が所定どおり実施され、制度の確認がなされている。</p> <p>塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目等の欠陥がない。 舗装の平坦性がよい。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…… c</p>			（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば…… d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば…… e
	水管橋	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評価する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…… c</p>			（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば…… d	（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば…… e

別紙 4 - 1 5（監督職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	建 築	<p>設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。</p> <p>ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</p>
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分に実施されている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			<p>（監督職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。</p> <p>該当があれば..... d</p>	<p>（監督職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>該当があれば..... e</p>

別紙 5 - 1（監督職員用）

「記入方法」該当する項目の に ✓ マークを記入する。

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	キーワード評価	<p>施工規模の大きさへの対応 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模</p> <p>その他（理由： ）</p>	<p>【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術と評価できる場合(下記に無い内容については、請負者から提出される資料を基に内容を記載し、判定するものとする。)</p> <p>切土、盛土工： 5万m³<V 浚渫工： 10万m³<V 開水路工： 20m³<Q 推進工（羽口、泥水加圧）：2000mm< 掛樋工、樋管： 30<m ダム：30m<H 用排水機場（P製作据付）：2000mm< 用排水機場（土木）20m³<Q 頭首工：径間数4径間以上、 ゲート工：50m²>A パイプライン：2000mm> 水路トンネル(従来工法)：4m<H<1.8m トンネル(NATM)：内空断面積 25m²<A 地滑り防止工：50m<Wまたは80m<L 建築：延べ床面積 1000m²<A 橋梁下部工：15m<H 橋梁上部工：最大支間長 60m<L</p>
		<p>構造物固有の難しさへの対応 対象構造物の形状の複雑さ 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 その他(理由：)</p>	<p>【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】(下記内容は事例であり、このほか当該工事の内容を適宜記載し判定する)</p> <p>現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 鉄道営業線に隣接や横断する水路工事、伏越等の河川横断工事。 供用中の施設の改修工事等。 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 その他特殊な工法、材料等を用いた工事。 V E 提案された工法等が高度技術で評価できる場合。</p>
		<p>技術固有の難しさへの対応 工種及び工法の特異性 新工法新材料の適用 その他(理由：)</p>	
		<p>厳しい自然・地盤条件への対応 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削等） 軟弱地盤、支持地盤の状況 浚渫、干拓等河川内や海域での作業、急峻な地形条件下での作業、工用道路・作業スペース等を制約された作業 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 地滑り等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 その他(理由：)</p>	<p>【事例：自然及び地盤条件への対応工法等】(下記内容は事例であり、このほか当該工事の内容を適宜記載し判定する)</p> <p>地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 基礎地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の一本毎に地質調査を実施するほか、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 干拓堤防等で軟弱地盤上の盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率に制約を受ける工事。 急峻な地形のため、作業足場の設置が制限され、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に施工した工事。 浚渫、干拓工事において、設計書で計上する以上に波浪等の影響で、作業船や台船の使用工程を見直す必要があった工事。 干拓堤防工事等において潜水工を併用した工事。 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり施工方法等が制限された工事。 冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 その他、自然条件または地盤条件への対応が必要であり、冬に評価すべき技術があると評価された工事。</p>

別紙 5 - 2（監督職員用）

「記入方法」該当する項目の に ✓ マークを記入する。

考 査 項 目	細 別	技術力キーワード一覧表	具 体 的 な 評 価 技 術 力 項 目 及 び 工 事 事 例
4 . 高 度 技 術	キーワード評価	<p>厳しい周辺環境等、社会条件への対応 地中埋設物等の地中内の障害物 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 生活道路を使用する資機材搬入等の工事中の道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 現道上で特に交通規制及びその処理に伴う作業騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 その他(理由：)</p> <p>施工現場での対応 災害等での臨機の措置 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 その他(理由：)</p>	<p>【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 （下記内容は事例であり、このほか当該工事の内容を適宜記載し判定する）</p> <p>横断工等の現道等開削工事でガス管、水道管、電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 鉄道または道路をアンダーパスする水路工事等。 市街地での夜間工事。（パイプラインの道路下埋設工事等） 供用中の道路で片側交互交通の交通規制をした工事。 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事。 工事に先立ちまたは施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 施工ヤードの制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事。 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 その他、周辺環境または社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</p>
		<p>その他 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項</p>	<p>【その他】 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として評価する技術。</p>
	<p>記述評価(✓ マークを付けたキーワード項目について評価内容を詳細記述)</p>	<p>評点： _____ 点 高度な技術力は加點評価とする。 加點は + 1 3 点 ~ 0 点の範囲とする。 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 1 項目 2 点を目安とするが内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。</p>	<p>【高度技術のキーワードの詳細】 _____ _____ _____ _____</p>

高度な技術力とは、工事全体を通して他の模範となるものを評定するものである。

詳細評価の記述にあたっては、担当課長との合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し評定する詳細な高度な技術力を記述する。

高度技術では、指定仮設も含む。

高度技術は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが本項目では「5 . 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

検査職員用 目次

書式名称	審査項目	細別	備考
別紙 3 - 1	2 . 施工状況	1 . 施工管理	
別紙 4 - 1 から 別紙 4 - 2 0	3 . 出来形及び出来ばえ 出来形 品質 出来ばえ		

別紙 3 - 1（検査職員用）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

（検査職員）

【記入方法】該当する項目の に ✓ マークを記入する。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2 . 施工状況	1 . 施工管理	施工計画が優れている。	施工計画がやや優れている。	他の事項に該当しない場合	施工計画がやや不備である	施工計画が不備である。
		<p>契約書第 18 条第 1 項第 1 号から 5 号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 施工計画書と現場施工方法が一致している。 工事材料の資料の整理及び、確認がなされ管理されている。 品質確保のための対策など、施工に関する独自の工夫がみられる。 見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。 立会確認の手続きが事前になされている。 工事記録の整備が適時、的確になされている。 リサイクルへの取り組みが適切になされている。 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 品質証明体制が確立され、有効に機能している。 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 工事の関係書類及び資料整理がよい。 社内の管理基準等が作成され管理している。</p> <p>該当項目が 9 0 % 以上..... a 該当項目が 8 0 % 以上 9 0 % 未満..... b 該当項目が 6 0 % 以上 8 0 % 未満..... c 該当項目が 6 0 % 未満..... d</p>			<p>設計図書と適合しない箇所があり、文書により補修指示を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。</p> <p>1 項目該当事項があれば..... d 2 項目に該当すれば..... e</p>	

別紙4-1（検査職員用）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 出来形	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内で下記の「評定対象項目」全て該当する。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で下記の「評定対象項目」のうち1項目のみ該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、共通仕様書第1章第1-24条、25条に基づく検査職員による補修指示を行った。 該当あれば..... d	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当あれば..... e
	<p>出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 自社の管理基準を設定し、管理している。 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>「評定対象項目」とは、工事内容等により評価の対象とならない項目を削除した後の項目を言う。 詳細は別紙-5 [記入方法及び留意事項] 参照</p>				

本様式には、監督員用と同じ確認事項があるが確認手法（現地立会確認、写真等による確認等）が異なるため、必ずしも同じ評定とならないことがある。

別紙 4 - 2（検査職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	ほ場整備工 ・整地工等 ・進入路工 ・暗渠排水工 ・用・排水路工 ・道路工 ・二次製品 U字溝・BF L型 ボックスカル パート ブロック積	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 （検査職員） 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば…… d	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 （検査職員） 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば…… e
		仕様書等でさだめられている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で行っている。 濁り等の防止に十分留意して施工している。 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 進入路について耕作に支障がないように施工されている。 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 用・排水路の法面のとおりがよい。 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…………… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…………… c				

別紙 4 - 3（検査職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	農地造成工 ・テラス (階段畑) ・土壌改良 ・改良山成	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等でさだめられている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で行っている。 防災施設が施工計画のとおり施工している。 伐開物処理は、関係法令により適切に処理されている。 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。 基盤造成、法面植生、雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書により施工されている。 土壌改良資材の撒布は仕様書及び設計図書により施工されている。 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合が図られている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 4（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質	コンクリート 構造物 ・トンネル ・水路 ・頭首工 ・橋梁 ・用排水機場	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。 鉄筋の組立及び継ぎ手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。 スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶり確保している。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 コンクリート打ち継ぎ部の処理が仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。 特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。 モッコ跡からの漏水がない。 クラックの発生がない。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e	
舗 装		設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 路盤の品質規格が仕様書通りであることが確認できる。 最大骨材粒径が仕様書で定められ粒径以下であり、骨材粒度範囲が仕様書で定められた粒度範囲内である。 混合物の温度管理において仕様書で定められた規格値を満足している。 施工時の舗設温度が仕様書で定められた通りであることが確認できる。 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 舗設後の現場養生が仕様書の規定に従い実施されている。 施工に先立ち配合試験を行いコンクリートの品質向上に取り組んでいる。 供試体（アスファルト、コンクリート）が当該現場の供試体であることが確認できる。 気象条件等に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e	

本様式は、検査職員と同じ確認項目であるが確認手法（現地立会確認、写真等による確認等）が異なるため必ずしも同じ評定とはならない。

別紙4 5（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来型及び出来ばえ 品質	盛土・築堤等 ・干拓堤防工 ・堤防改修工 (海岸保全)	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照				
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 濁り等の防止に十分留意して施工している。 工事の施工に当たり、図面に示す施工順序に従って施工している。 工事前仮設道路等は、堤体の安定性、運搬機械の安全性、工事工程等を考慮した計画となっている。 築堤敷及び周辺の雨水対策として、水替え等が実施されている。 敷網工の施工が仕様書に従い実施されている。 敷砂工の施工が仕様書に従い実施されている。 敷砂利工の施工が仕様書に従い実施されている。 地盤改良の施工が仕様書に従い施工されている。 根固、押え捨石及び被覆石の施工が仕様書に従い施工されている。 フィルター工の施工が仕様書に従い施工されている。 盛土工の施工が仕様書に従い施工されている。 計測計器類が仕様書に従い設置されている。 動態観測において、計測項目、計測機器及び計測法が仕様書に従い計測されている。			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば…… d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば…… e
		試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…………… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…………… c				

本様式は、検査職員と同じ確認項目であるが確認手法（現地立会確認、写真等による確認等）が異なるため必ずしも同じ評定とはならない。

別紙 4 - 6（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質	法 面 ・地滑り防止工の抑止工（法面）も適用	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工基面が平滑に仕上げられている。 土壌試験を実施し、施工に反映している。 湧水の処理が適切に行われていることが確認できる。 金網の継ぎ手の重ね幅が10cm以上確保されている。 吹きつけ厚さが均等である。 吹きつけ厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 グランドアンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり、実施されていることが確認できる。 グランドアンカー工の削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。 グラウト注入圧が設計注入圧を越えていないことが確認できる。 アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どおりに実施していることが確認できる。 現場養生が仕様書に従い実施されている。 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 枠内に空隙がないことが確認できる。 層間にはく離がないことが確認できる。 跳ね返り材料が適切に処理されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。 （検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 （検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e	
管水路	管水路	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 中心線の通りがよい。 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。 （検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 （検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e	

別紙 4 - 7（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	フィルダム ため池	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 気象条件を考慮した施工が確認できる。 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり又は工事図面に示されたとおりに施工している。 コンクリートの供試体が当該現場のものであることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e
コンクリートダム	コンクリートダム	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 基礎処理施工要領書等に示された規定に従い適切に実施されている。 型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。 鉄筋の組立及び継ぎ手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 コンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。 コンクリートの打ち継ぎ部の処理が、仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 モッコン跡からの漏水がない。 クラックの発生がない。 コンクリートの打設方法（リフト差、リフト高）が確認できる。 コンクリートの現場養生は、仕様書の規定に従って適切に実施されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 8（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	トンネル ・ナトムに適用	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 金網の継ぎ目を一目以上重ね合わせていることが確認できる。 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。 吹き付けコンクリートは、浮き石等を除いた後に地山と密着するよう施工されている。 吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 吹き付けコンクリートの跳ね返りの少ないのが確認できる。 ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 覆工コンクリートは、打設時型枠に変圧を与えていないことが確認できる。 コンクリート打ち継ぎ目処理が、仕様書等の規定に従い実施されている。 コンクリートの供試体が、当該現場のものであることが確認できる。 型枠等の取り外しに関して適切に管理されている。 コンクリート等にクラックがない。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e	
	コンクリート二次製品水路（U字溝、BF等付帯的なものを除く） ・L型 ・ボックスカルバート ・ブロック積み	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工基面が平滑に仕上げられている。 法面のとおりがよい。 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c		(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e	

別紙 4 - 9（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	地滑り防止 ・承水路工 ・排水路工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 施工基面が平滑に仕上げられている。 地形形状を考慮した施工がなされている。 施設の出来上がりに凹凸がなく、丁寧に仕上げている。 埋戻が十分締め固められており、現況地形との取り付けがなじみよく施工がなされている。 継目が仕様書等で示す条件により施工されている。 既設道路及び水路施設等との取り付けが、なじみよく施工がなされている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e
	地滑り防止 ・集水井工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 ライナープレートを実際に固定できるように掘削が入念に行われ、ライナープレート端に振れてなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。 ライナープレートが、仕様書に示す深さごと一枚づつ実施されていることが確認できる。 ライナープレートの接続(ボルト締付)が、仕様書に示すとおり実施されている。 水抜きボ－リング、排水ボ－リングが、図面及び仕様書により正確に施工されている。 梯子あるいは階段が、丁寧に取り付けられている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 10（検査職員用）

	a	b	c	d	e
地滑り防止 ・水抜ボ - リン グ工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 孔口間隔が正確で孔口の接続が丁寧に仕上げている。 掘進方向、角度及び長さが、図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。 ボ - リングコアが綺麗(ボ - リングが丁寧)に採れている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e
地滑り防止 ・堰堤工 ・床止工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 基礎地盤が確認され、丁寧に基礎面が仕上げられていることが確認出来る。 掘削法面勾配が、正確に施工されていることが確認できる。 コンクリ - ト面が丁寧に仕上げられている。 打継目処理が丁寧に施工されていることが確認できる。 排水パイプあるいは吸出し防止材が、丁寧に施工されていることが確認できる。 床止め工施工の際に坪堀等により、基礎地盤の確認がなされていることが確認できる。 鉄線籠工等の詰め石が、間隙の無いよう実施されていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 1 1（検査職員用）

	a	b	c	d	e
地滑り防止 ・抑止杭工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 抑止杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 抑止杭の打ち止め管理方法または、場所打ち杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。 抑止杭の偏心管理が確認できる。 偏心量が全て管理基準値以内で施工されている。 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。 杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 杭上の埋戻しが、丁寧に施工されている。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e
地滑り防止 ・アンカ - 工	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 法面整形が丁寧に施工されている。 ラス張と地山の間に隙間がなく丁寧に施工されている。 法枠が地山形状になじんだ施工となっている。 アンカ - 角度が正確に施工されていることが確認できる。 孔内のスライムが十分除去されている グラウトが十分に施工されていることが確認できる。 グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c			(検査職員) 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d	(検査職員) 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e

別紙 4 - 1 2（検査職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	電気通信設備	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 シーケンスに従い正常に動作した。 盤内機器等の性能検査表が整備されている。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 ビット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき配置されている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			<p>（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d</p>	<p>（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e</p>
施設機械設備 ・用排水ポンプ		設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 配電盤類の関係書基準に基づき、各種試験が行われている。 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 電線類の接続部が適切に処理されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 シーケンスに従い正常に動作した。 ビット内の電線類は、行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 設置工事は適切な深さと関係書基準に基づき配置されている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			<p>（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d</p>	<p>（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e</p>

別紙 4 - 13（検査職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来型及び出来ばえ品質	施設機械設備 ・水門設備 ・除塵設備	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。			（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば…… d	（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば…… e
		試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合…………… a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合…… b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合…………… c				

用排水ポンプ、水門設備、除塵設備の各工種に関連した鋼製付属設備を単独で発注した場合は、該当する各工種の評定項目で評定する。

別紙 4 - 1 4（検査職員用）

		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ品質	鋼 橋	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。 溶接検査が所定どおり実施されており、内容が確認でき欠陥がない。 ボルトの締め付け確認が規定どおり実施され、明確に記録保管されている。 ボルト径、精度が規定を満足している。 ボルト締め付け器、測量機器の検定、点検が所定どおり実施され、制度の確認がなされている。</p> <p>塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目等の欠陥がない。 舗装の平坦性がよい。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			<p>（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d</p>	<p>（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e</p>
	水 管 橋	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			<p>（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。 該当があれば..... d</p>	<p>（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。 該当があれば..... e</p>

別紙 4 - 1 5（検査職員用）

		a	b	c	d	e
<p>3. 出来形及び出来ばえ品質</p>	<p>建 築</p>	<p>設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。</p> <p>ばらつきの判断は別紙－5【記入方法及び留意事項】参照</p>		<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</p>
		<p>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分に実施されている。</p> <p>試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、確認事項が80%以上確認できる場合..... a ばらつきが少なく、確認事項が60%以上80%未満確認できる場合..... b ばらつきが少なく、確認事項が60%未満確認できる場合..... c</p>			<p>（検査職員） 共通仕様書第1条第1－24条、25条に基づき検査職員による補修指示を行った。</p> <p>該当があれば..... d</p>	<p>（検査職員） 契約書第31条2項に基づく破壊検査に準ずる措置を行った。</p> <p>該当があれば..... e</p>

別紙 4 - 1 6（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3 . 出来形及 び出来ばえ 出来ばえ	ほ場整備工	仕上げがきめ細かく全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		均平度がよい。 土工の仕上げがよい。 土工のとおりがよい。 土工の構造物等のすりつけがよい。 用・排水路のとおりがよい。 コンクリート構造物のとおりがよい。 全体的な美観がよい。	該当項目数 6 以上..... a 該当項目数 5 b 該当項目数 3 又は 4 c 該当項目数 2 以下..... d		

別紙 4 - 1 7（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3 . 出来形及 び出来ばえ 出来ばえ	農地造成工	仕上げがきめ細かく全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		勾配がよい。 土工の仕上げがよい。 切土・盛土法面のとおりがよい。 雨水処理がよい。 排水路のとおりがよい。 全体的な美観がよい。	該当項目数 6 a 該当項目数 5 b 該当項目数 3 又は 4 c 該当項目数 2 以下..... d		

別紙 4 - 18（検査職員用）

（検査職員）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ 出来ばえ	コンクリート構造物 ・トンネル ・水路工 ・頭首工 ・橋梁工 ・用排水機場	仕上げがきめ細かく全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない場合。	
		コンクリートの肌がよい。 コンクリート面の通りがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観がよい。		該当項目数 該当項目数 該当項目数 該当項目数	5 以上..... a 4 b 3 c 2 以下..... d
	法 面	通りがよい。 植生、吹き付け等の状態が均一である。 端部処理がよい。 全体的な美観がよい。		該当項目数 該当項目数 該当項目数 該当項目数	3 以上..... a 2 b 1 c なし..... d
	舗 装	舗装の平坦性がよい。 構造物の通りがよい。 端部処理がよい。 構造物へのすりつけ等がよい。 雨水処理がよい。 全体的な美観がよい。		該当項目数 該当項目数 該当項目数 該当項目数	5 以上..... a 4 b 3 c 2 以下..... d
	管水路	管の通りがよい。 付帯コンクリート構造物の肌がよい。 付帯コンクリート構造物の通りがよい。 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 全体的な美観がよい。		該当項目数 該当項目数 該当項目数 該当項目数	4 以上..... a 3 b 2 c 1 以下..... d
	フィルダム ため池	土工の仕上げがよい。 土工の通りがよい。 土工の構造物等へのすりつけがよい。 吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 コンクリート構造物の肌がよい。 コンクリート構造物の通りがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 漏水がない。 施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等） 全体的な美観がよい。		該当項目数 該当項目数 該当項目数 該当項目数	9 以上..... a 7 又は 8 b 6 c 5 以下..... d
コンクリートダム	コンクリートの肌がよい。 コンクリート面の通りがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 クラックがない。 漏水がない。 吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等） 全体的な美観がよい。		該当項目数 該当項目数 該当項目数 該当項目数	6 以上..... a 5 b 3 又は 4 c 2 以下..... d	

「出来ばえ」では、考查項目の追加は行わず、不要項目については削除し、残った項目を評価して該当する割合で適切に判定すること。

別紙 4 - 19（検査職員用）

（検査職員）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ 出来ばえ		仕上げがきめ細かく全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	コンクリート二次製品水路（U字溝、BF等付帯的なものを除く）	土工の仕上げがよい。 土工の通りがよい。 土工の構造物等へのすりつけがよい。 コンクリート構造物の通りがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等） 全体的な美観がよい。		該当項目数 6 以上..... a 該当項目数 5 以上..... b 該当項目数 3 又は 4 c 該当項目数 2 以下..... d	
	地滑り防止（法面に係わる抑止工を除く）	コンクリート構造物の肌がよい。 コンクリート構造物の通りがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等） 法面の通りがよい。 植生、吹き付け等の状態が均一である。 法面の端部処理がよい。 全体的な美観がよい。		該当項目数 6 以上..... a 該当項目数 5 b 該当項目数 3 又は 4 c 該当項目数 2 以下..... d	
	電気通信設備	構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 構造物とのすりつけがよい。 製作上の補修痕跡がない。 全体的な取り扱いがしやすい。		該当項目数 4 a 該当項目数 3 b 該当項目数 2 c 該当項目数 1 以下..... d	
	施設機械設備 ・用排水ポンプ ・水門 ・除塵設備	主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 製作上の補修痕跡がない。 全体的な取り扱いがしやすい。		該当項目数 4 a 該当項目数 3 b 該当項目数 2 c 該当項目数 1 以下..... d	
	水管橋	表面に傷、錆、補修箇所がない。 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 管の通りがよい。 付帯コンクリート構造物の肌がよい。 付帯コンクリート構造物の通りがよい。 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 全体的な美観がよい。		該当項目数 6 以上..... a 該当項目数 5 b 該当項目数 3 又は 4 c 該当項目数 2 以下..... d	
鋼 橋	表面に傷、錆、補修箇所がない。 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 橋面舗装の平坦性がよい。 全体的な美観がよい。		該当項目数 3 以上..... a 該当項目数 2 b 該当項目数 1 c 該当項目数 なし..... d		

別紙4 - 20（検査職員用）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ 出来ばえ	建 築	仕上げがきめ細かく全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		建築物の通り、形状がよい。 仕上げの均一性、平坦性がよい。 機能面での配慮が適切である。 防水の納まりが良好である。 建具の取り付け、作動がよい。 舗装の平坦性が良好である。 関連工事との取り合いがよい。 全体的な美観がよい。	該当項目数 6以上..... a 該当項目数 5 b 該当項目数 3又は4 c 該当項目数 2以下..... d		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

事業（務）所長用 目 次

書式名称	審査項目	細別	備考
別紙 3 - 1	2 . 施工状況	工程管理 安全対策	
別紙 7	6 . 社会性等		
別紙 8	7 . 法令遵守等		

別紙 3 - 1（事業（務）所長用）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

下記の評価項目を参考に総合的に a～d を評価する。

考 査 項 目	細 別	a		b		c		d		e	
		工程管理が非常に優れている		工程管理がやや優れている		他の事項に該当しない場合		工程管理がやや不備である		工程管理が不備である	
2 . 施工状況	工程管理	<p>緊急対策工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、工期内に工事を完成させた。隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。休日をきちんと確保するなど、適切な工程管理が地域への好印象を与えている。本社、支店等の技術的支援が優れている。その他(理由：)</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して a , b , c , d 評価を行う。</p>						<p>請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</p> <p>該当あれば..... e</p> <p>自主的な工程管理がなされず監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>該当あれば..... d</p>			
	安全対策	安全管理が非常に優れている		安全管理がやや優れている		他の事項に該当しない場合		安全管理がやや不備である		安全管理が不備である	
		<p>労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。安全協議会活動に取り組むなどリーダーシップを発揮している。安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。その他(理由：)</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して a , b、 c、 d 評価を行う。</p>						<p>臨機の処置が不適切または監督職員の指示に従わなかったため災害等の損害を受けた。</p> <p>該当あれば..... e</p> <p>安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督職員から文書による指示を行った。</p> <p>該当あれば..... d</p>			

別紙 7（事業（務）所長用）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目の に √ マークを記入する。

	a	b	c
6. 社会性等	地域への貢献度	地域への貢献が非常に優れている。 工事周辺地域への環境保全を具体的に実施した。 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等の対策をした。 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 積極的に地域住民とのコミュニケーションを図った。 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 月1回以上、積極的にボランティア活動等に参加し、地域に貢献した。 その他(理由：) 上記該当項目を総合的に判断して a , b , c 評価を行う。	他の項目に該当しない場合。

- 1 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- 2 評価では、「4. 高度技術」及び「5. 創意工夫」との二重評価としない。

別紙 8（事業（務）所長用）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目の に ✓ マークを記入する。

審査項目 法令遵守等の該当項目一覧表

7. 法令遵守等	措置内容	点 数	該当項目なし
	指名停止 3ヶ月以上	- 20点	
	指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	- 15点	
	指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	- 13点	
	指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	- 10点	
	文書注意	- 8点	
	口頭注意	- 5点	
	上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかった場合。	- 3点	
	工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	- 3点	
	<p>本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札する前に提出した調査資料等が、虚偽であった事実が判明した。 現場代理人の職務の執行が著しく不相当であり、契約書第 12 条に基づく措置請求を行った。 承諾なしに権利義務等第三者譲渡または承継を行った。 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件等に問題があり、送検等された。 契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。 監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 契約の履行にあたり故意に施行を粗雑にし、出来高または品質に関して不正な行為をした。 正当な理由がなく契約書第 17 条に基づく改善請求または、破壊検査に従わなかった。 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 建設業法に違反する事実が判明した。（ex：一括下請け（上請け）、技術者の専任違反等） 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 監督または検査の実施にあたり職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ妨害した。 正当な理由がなく契約を履行しなかった。 施行上の理由により、契約書第 46 条第 1 号から第 4 号までに基づく契約の解除を行った。 工期的理由により契約書第 47 条 1 項に基づく契約の解除を行った。 破壊検査の結果、不正が見つかった。 下請代金遅延防止法第 4 条に規定する下請代金の支払いを、期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 過積載等の道路交通法違反により逮捕または送検された。 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第 9 条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 その他（理由：） 		

別紙 9 - 1

「 施工プロセス 」 のチェックリスト

1 . 工 事 名 _____
 2 . 工 期 _____
 3 . 施 工 業 者 _____

事業(務)所名 _____
 主任監督員名 _____

「 施工プロセス 」 チェックリストは、設計図書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
 チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容を YES、NO で記録するとともに必要な指示事項や是正状況等を記録する。
 用語の定義 契約後：当初契約後 変更後：契約変更後

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チ ェ ッ ク の 目 安)	チ ェ ッ ク 時 期 (指 示 事 項)							備 考 (指 示 事 項 及 び そ の 是 正 状 況 等)	
				着 手 前	施 工 中							完 成 時
1 施 工 体 制 一 般	契約工程表	・ 契約締結後14日以内に工程表が提出されたか？ (契約後、変更後)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)		
	工事カルテ	・ 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録されたか？ (契約後、変更後、完成前)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
	品質証明	・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行いその結果を所定の様式により提出したか？ (検査前等)		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・ 品質証明員の資格(身分及び経歴)は適正か、また品質証明員に関する資料を書面で提出したか？ (契約後、変更後)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・ 品質証明は出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施されたか？ (品質証明実施時)		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
	建退共等	・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出しているか？ (契約後、増額変更後)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・ 建退共制度に関する標識が現場に掲示されているか？ (施工時 1 回程度)		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
・ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されているか？ (施工時 1 回程度)			(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)		
・ 建退共証紙が共済手帳に貼付してあるのを確認しているか？ (施工時適宜)			(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)		
請負代金内訳書	・ 契約締結後 1 4 日以内に所定の様式で提出されたか？ (契約後、変更後)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)		
施工体制台帳、施工体系図	・ 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されているか？ (施工時 1 回 / 月程度)		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)		

別紙 9 - 2

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）						備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中				完成時	
1 施工体制	施工体制一般	施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳に下請負契約書（写）が添付されているか？ (施工時1回/月程度)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・施工体制台帳に一時下請負金額が記入されているか？ (施工時の当初、変更時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・施工体系図が現場の見やすい場所に掲げられているか？ (施工時1回/月程度)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与しているか？ (施工時の当初、変更時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
	建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し監理技術者が正しく記載されているか？ (施工時1回程度)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	作業分担	・作業の分担と責任の範囲が書面で確認できるか？ (施工計画書提出時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	配置技術者/現場代理人	現場代理人	・現場代理人は現場に常駐し現場の運営取り締まりを適切に実施しているか？ (施工時1回程度)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
・現場代理人は工事全般の把握ができていますか？ (施工時適宜)			(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
・現場代理人は監督職員との連絡調整及び対応ができていますか？ (施工時適宜)			(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
専門技術者の配置		・専門技術者が配置されているか？ (施工計画時、施行時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
作業主任者の適任		・作業主任者が選任されているか？ (施工計画時、施行時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		・作業に当たり作業主任者がいるか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
監理技術者の専任制	・資格者証の提示を求め内容を確認する (着手前)	(/) YES NO								
	・配置予定技術者、通知による監理技術者は施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一	(/) YES NO								

別紙 9 - 3

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チ ェ ッ ク の 目 安)	チ ェ ッ ク 時 期 (指 示 事 項)						備 考 (指 示 事 項 及 び そ の 是 正 状 況 等)
				着 手 前	施 工 中				完 成 時	
監理技術者の 専任制		であることを確認する（着手前）								
		・現場に常駐しているか？ （施工時1回/月程度）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・施工計画や工事に係わる工程技術的事項を把握し主体的に係わっているか？（施工時、打合せ時）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
監理技術者の 対応		・創意工夫または提案を持って工事の進捗に努めているか？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・契約書、設計図書、指針等をよく理解し現場に反映しているか？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・設計図書の照査を行い現場との相違に対応しているか？ （施工時適宜）	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・工事規模に応じた人員・機械配置がなされているか？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めているか？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・施工時に伴う創意工夫の提案により品質等の向上に努めているか？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		現場技術者	・現場技術員との対応は適切か？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)
下請負者の把握		・請負者は下請負者に対して総合的に企画、指導及び調整をしているか？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・下請負者が農水省の工事指名競争参加資格者である場合には指名停止期間中でないこと （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
検査（確認を含む）及び立会い等の調整		・監督員の立会にあたってはあらかじめ立会願いを提出して行っているか？（施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	
		・段階確認の確認時期は適正か？ （施工時適宜）		(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	(YES / NO)	

別紙 9 - 4

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）						備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施工中				完成時		
2 施工状況	施工管理	設計図書の照査等	・契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っているか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・現場との相違事実がある場合その事実が確認できる資料を書面により提出しているか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
	施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち提出されたか？（着手前、変更時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・記載内容と現場施工方法は一致していたか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致しているか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・記載内容が現場条件等を反映しているか？（着手前、変更時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・工程表の内容が検討されて充実しているか？（着手前、変更時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ管理しているか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫が見られるか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われているか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
	・材料見本、工事記録写真	・見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られるか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・イメージアップ	・現場事務所、作業員宿舎、休憩所及び作業環境等の改善を行い快適な職場を形成し、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に積極的に努めているか？（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	

別紙 9 - 5

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）							備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中					完成時	
2 施工状況	施工管理	工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手したか？ (着手時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		支給品及び貸与品	・善良な管理者の注意を持って管理したか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・受領予定14日前までに品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書を提出したか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		建設副産物	・請負者は産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示したか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出したか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO
	指定建設機械類の確認	・指定建設機械を使用しているか？ (施工時1回程度)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	工程管理	工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・条件変更への対応、地元調整を円滑に行い、工事の進捗をはかっていたか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・作業員の休日の確保を行ったか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
	安全対策	安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録が整備されているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
・店社パトロールを実施し、記録が整備されているか？ (施工時1回/月程度)			(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
・安全訓練等を実施し、記録が整備されているか？ (施工時適宜)			(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されているか？ (施工時適宜)			(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

別紙 9 - 6

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)						備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中				完成時	
2 施工状況	安全対策	安全活動	・新規入場者教育を実施し、記録が整備されているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・過積載防止に取り組んでいるか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理されているか？ (施工時 1 回 / 月程度)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・保安設備、足場等が設置管理されているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
	安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項があったか？ (安全パトロール実施時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項に適切に対処したか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	対外関係	関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との連絡、届出、施工上必要な交渉を適切に行っているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対策を適切に行っているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・隣接工事または施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	

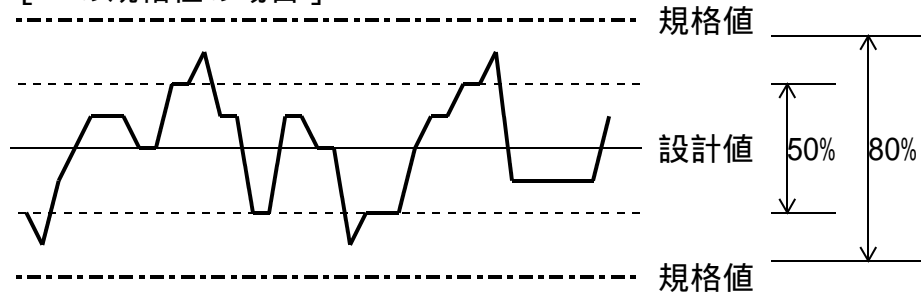
別紙 10 - 1

【記入方法及び留意事項】

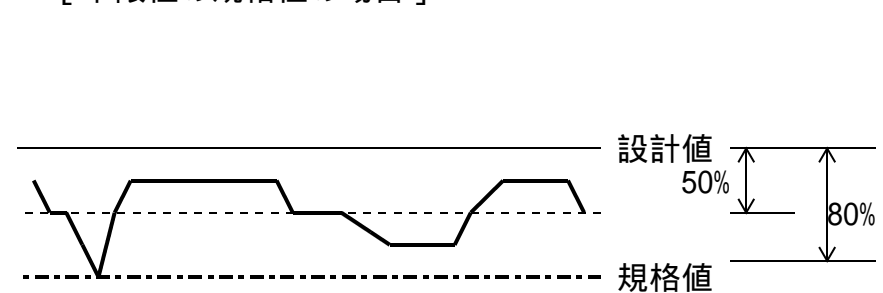
1. 施工体制及び施工状況の該当項目数及び評価の考え方
 該当項目〇〇%とある評価項目については、工事規模、工事内容等により評価の対象とならない項目（対象外項目）があるのでこの場合は削除する。但し、追加は認めない。

2. 出来形のバラツキの考え方

[± の規格値の場合]

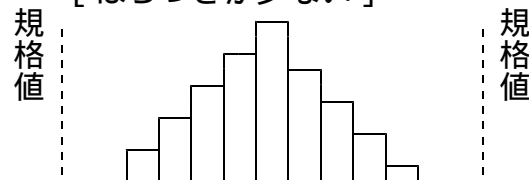


[下限値の規格値の場合]

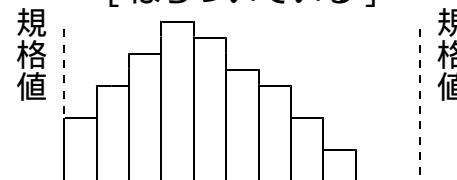


3. 品質のばらつきの考え方（度数表またはヒストグラムを見て判断する。）

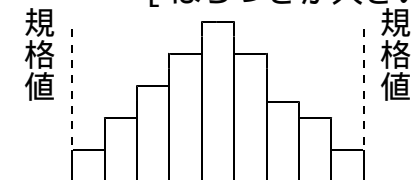
[ばらつきが少ない]



[ばらついている]



[ばらつきが大きい]



4. 多工種複合工事の取り扱い

- 1) 主たる工種で考査することとし、金額ベース70%以上を占める工種を適用する。
- 2) 1工種で70%に満たない場合は、複数工種で考査することとするが、上位2工種にとどめる。
- 3) 複数工種で考査する場合でも、重要構造物がある場合はこれを優先し2工種に取り込む
- 4) 2工種で評価が分かれたときは評価の低い工種で代表とする。（バランスがとれていることが高い評価の条件）
- 5) 検査時点での対象工種で判断するものとし、これ以前に検査対象とした完成工種はのぞく。
- 6) 品質、出来ばえとも考査項目の追加は認めないものとし、不要項目については削除して行う。この場合、出来ばえについては残る該当項目に占める割合で適切に評価する。

別紙 10 - 2

5 . 評価例

工事内容：地滑り防止事業

・土留め工（現場打ち吹きつけ法枠 + 枠内厚層基材）	工事費比率 63%
・集水井工（ライナープレート D = 10m）	35%
・集水路工（U字溝）	2%

考查項目：品質

評価者：監督職員

評価：主たる工種の土留め工の金額ベースは上記より70%未満であることから上位2工種について評価する。

評価－1 土留め工（考查項目：別紙2 - 5 出来形及び出来ばえの品質・工種法面工）

確認事項

仕様書等で定められている品質管理が実施されている。

材料の品質規定証明書が整備されている。

施工基面が平滑に仕上げられている。

土壌試験を実施し施工に反映している。

湧水の処理が適切に行われていることが確認できる。

金網の継ぎ手の重ね幅が10cm以上確保されている。

吹きつけ厚さが均等である。

——吹きつけ厚さによって必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。——

——グラウンドアンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり実施されていることが

確認できる。——

——グラウンドアンカー工の削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。——

——グラウト注入圧が設計注入圧を越えていないことが確認できる。——

——アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どおり実施していることが確認できる。——

現場養生が仕様書に従い実施されている。

供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

枠内に空隙がないことが確認できる。

——層間に剥離がないことが確認できる。——

——跳ね返り材料が適切に処理されている。——

ばらつき

度数表よりばらついていると判断

別紙 10 - 3

評定

- | | |
|----------------------------------------|---|
| 1 . ばらつきが少なく、確認事項が 80 % 以上確認できる場合..... | a |
| 2 . ばらつきが少なく、確認事項が 60 % 以上確認できる場合..... | b |
| 3 . ばらつきが少なく、確認事項が 60 % 未満確認できる場合..... | c |

該当しない項目を削除した後の確認項目は 10 項目となり、その結果 9 項目が該当の場合 $9 \div 10 = 90\%$ となり確認事項においては a 評価となる。一方ばらつきの判断ではばらついているので上記 評定欄には該当しないことから別紙 2 - 5 冒頭にある a、b、c、d、e からの評定となり、d、e に該当がない場合は c 評価となる。

評価 - 2 集水井工（考査項目：別紙 2 - 8 出来形及び出来ばえの品質・地滑り防止工）

確認事項

- 水抜きボーリングの掘進方向、角度及び長さが図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。
- ライナープレートを確実に固定できるように掘削が入念に行われていることが確認できる
- ライナープレートが仕様書に示す深さごと 1 枚ずつ実施されていることが確認できる
- ライナープレートの接続が仕様書に示すとおり実施されていることが確認できる
- 抑止杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる
- 抑止杭の打ち止め管理方法または、場所打ち杭の施工管理方法が整備されかつ記録が確認できる
- 抑止杭の偏心管理が確認できる
- 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる
- 以下省略

ばらつき

度数表よりばらつきが少ないと判断

評定

- | | |
|----------------------------------------|---|
| 1 . ばらつきが少なく、確認事項が 80 % 以上確認できる場合..... | a |
| 2 . ばらつきが少なく、確認事項が 60 % 以上確認できる場合..... | b |
| 3 . ばらつきが少なく、確認事項が 60 % 未満確認できる場合..... | c |

該当しない項目を削除した後の確認事項は 4 項目となり、その結果 3 項目が該当の場合 $3 \div 4 = 75\%$ となりばらつきも少なく、別紙 2 - 5 冒頭にある d、e にも該当していない場合は b 評価となる。

総合評価

土留め工で c、集水井工では b と評価が分かれる結果となった。このような場合は前述 4 . 多工種複合工事の取り扱い 5) により評価の低い工種を代表することから本工事の評価は c となる。

別記様式（高度技術等実施状況）

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		請負者名	
項 目	評 価 内 容	備 考	
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類移工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模		
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法(機器類を含む)及び新素材の適用	
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・併用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応	
	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け		
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装具類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	<input type="checkbox"/> 品質関係		
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係		
<input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

1. 該当する項目の□にレマーク記入。

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵当を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添 付 図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙参考)

「特別仕様書記載例」

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

別添 1

工事技術的難易度評価実施要領

(対象工事)

第1 技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、東北農政局工事成績等評定実施要領（以下「評定要領」という。）第2に規定された対象工事のうち、東北農政局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、干拓工事、ダム工事、橋梁工事、ため池工事、地すべり工事、建築工事、施設機械設備製作据付工事、その他これに類する工事とする。

(評価の時期)

第2 評価の時期は、工事の完成時とする。

(評価者)

第3 技術的難易度評価の評価者は、評価要領第4（2）に規定する事業（務）所長とする。

(評価の方法)

第4 評価は、工事ごとに独立して、主任監督職員の意見を参考に行うものとする。

2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1-1「工事技術的難易度評価表（土木・建築）」並びに別記様式1-2「工事技術的難易度評価表（施設機械）」に記録するものとする。

3 前項の評価は、別紙-1の方法により行うものとする。

(評価結果の報告)

第5 事業（務）所長は、工事技術的難易度評価の結果を局長に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6 局長又は事業（務）所長は、評価要領第8に規定する様式により、当該工事の請負者に通知するものとする。

別紙－1

工事技術的難易度評価手順

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第1－1」並びに「別記様式第1－2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙－2「工事区分表」による。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙－3－1「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木・建築）」並びに別紙－3－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（施設機械）」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1－1並びに別記様式第1－2に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表－1の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1に記入する。

表－1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第1に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合には「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表-2 「易、やや難、難」判定基準

易、やや難、難 の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙-4「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「I～VI」の評価を行い、別記様式第1に記録する。

入札契約方式		事業所等名		所長等	印
工事名			契約金額(最終)		
工事ID			工期(最終)	～	
請負業者名			CORINS登録番号	工事区分コード	
評価項目			評価内容		
大項目	評価	小項目	評価	該当番号	
1. 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
設備区分			技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

平成 年 月 日

入札契約方式		事業所等名		所長等	印
工事名				契約金額(最終)	
工事ID				工期(最終)	~
請負業者名				CORINS登録番号	工事区分コード
評価項目			評価内容		
大項目	評価	小項目	評価	該当番号	
1. 設備条件		①設備種別			
		②設備規模			
		③その他			
2. 設備技術特性		①施工技術			
		②その他			
3. 設備据付条件		①設備環境			
		②土木構造物			
		③その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
工事区分				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

工事分類	構造物分類	構造型式・工法分類	工事区分
1. ほ場整備	1.1 区画整理	1.1.1 平地（表土扱い工法）	1011
		1.1.2 "（簡易整地工法）	1012
		1.1.3 傾斜地	1013
	1.2 暗渠排水		1020
	1.3 客土		1030
2. 農用地造成	2.1 改良山成		2010
	2.2 階段畑		2020
	2.3 土壌処理等	2.3.1 土壌改良材散布	2031
		2.3.2 石礫除去	2032
		2.3.3 その他	2033
3. 農道	3.1 切土工		3010
	3.2 盛土工		2020
	3.3 法面保護工	3.3.1 法枠工法	3031
		3.3.2 コンクリート吹付	3032
		3.3.3 客土吹付	3033
		3.3.4 その他	3034
	3.4 トンネル	3.4.1 山岳トンネル工法	3041
		3.4.2 シールド工法	3042
		3.4.3 開削工法	3043
	3.5 舗装	3.5.1 アスファルト舗装	3051
		3.5.2 コンクリート舗装	3052
	3.6 擁壁工	3.6.1 山留工	3061
		3.6.2 法留工	3062
4. 橋梁	4.1 橋梁上部工	4.1.1 RC橋	4011
		4.1.2 PC橋	4012
		4.1.3 鋼橋	4013
		4.1.4 床版工（鋼橋）	4014
	4.2 橋梁下部工	4.2.1 RC橋脚・橋台	4021
		4.2.2 鋼製橋脚・橋台	4022
		4.2.3 合成構造橋脚・橋台	4023
5. 水路工	5.1 開水路	5.1.1 現場打水路	5011
		5.1.2 二次製品水路	5012

工事分類	構造物分類	構造型式・工法分類	工事区分
	5.2 暗渠工（函渠工）	5.2.1 現場打水路	5021
		5.2.2 二次製品水路	5022
	5.3 管水路	5.3.1 RC管	5031
		5.3.2 VP管	5032
		5.3.3 DCIP管	5033
		5.3.4 FRPM管	5034
		5.3.5 SP管	5035
		5.3.6 コルゲート管	5036
		5.3.7 その他	5037
	5.4 サイホン工		5040
	5.5 水路橋	5.5.1 水路橋（大規模）	5051
		5.5.2 水路橋（小規模）	5052
	5.6 水管橋	5.6.1 水管橋（大規模）	5061
5.6.2 水管橋（小規模）		5062	
6. 水路トンネル	6.1 水路トンネル	6.1.1 山岳トンネル工法	6011
		6.1.2 シールド工法	6012
		6.1.3 推進工法	6013
		6.1.4 開削工法	6014
7. 河川及び排水路	7.1 築堤工		7010
	7.2 護岸工	7.2.1 ブロック積	7021
		7.2.2 ブロックマット	7022
	7.3 頭首工	7.3.1 岩着タイプ	7031
		7.3.2 フローティングタイプ	7032
	7.4 揚排水機場		7040
	7.5 樋門・樋管		7050
	7.6 根固工		7060
	7.7 柵渠工		7070
	7.8 矢板工		7080
8. 畑かん施設	8.1 揚水機場（加圧）		8010
	8.2 末端パイプライン		8020
	8.3 散水施設		8030
	8.4 調整水槽（FP）	8.4.1 PCタンク	8041
8.4.2 RCタンク		8042	

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地滑り等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う

- A: 特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」
- B: 困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」
- C: 一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 設備条件	①設備種別	主な設備の種別(用途、種類、構造、電圧等)
	②設備規模	主な設備の規模(寸法、口径、能力、設備容量等)
	③その他	機器設備の改造・転用、特殊な対象設備等
2. 設備技術特性	①施工技術	新技術、新素材、工法、使用材料等
	②その他	施工技術に関する技術提案等
3. 設備設置条件	①設備環境	気象条件、現場条件等
	②土木構造物	土木構造物の形状等
	③その他	その他の特殊要因等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う

- A: 特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」
- B: 困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」
- C: 一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

工事区分別工事難易度対応表

手順4の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
 なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

工事分類	構造物分類・構造型式・工法分類	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. ほ場整備	区画整理、暗渠排水、客土	易	やや難	難			
2. 農用地造成	改良山成、階段畑、土壌処理等	易	やや難	難			
3. 農道	切土工、盛土工、法面保護工、舗装、擁壁工	易	やや難	難			
	トンネル			易	やや難	難	
4. 橋梁	橋梁上部工、橋梁下部工		易	やや難	難		
5. 水路工	開水路、函渠工、管水路工、水路橋(小規模)、水管橋(小規模)	易	やや難	難			
	サイホン、水路橋(大規模)、水管橋(大規模)		易	やや難	難		
6. 水路トンネル	水路トンネル(推進工法)		易	やや難	難		
	水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
7. 河川 及び排水路	築堤工、護岸工、根固工、柵渠工、矢板工	易	やや難	難			
	揚排水機場、樋門・樋管		易	やや難	難		
	頭首工			易	やや難	難	
8. 畑かん施設	揚水機場(加圧)、末端パイプライン、散水施設、調整水槽(RCタンク)	易	やや難	難			
	調整水槽(PCタンク)		易	やや難	難		
9. 干拓	締切堤防(承水路堤)、潮廻水路、水切(排水路)、暗渠排水、土壌改良	易	やや難	難			
	防潮水門、締切堤防(本堤)、排水機場		易	やや難	難		
10. ダム	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
11. ため池	皿池、盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、底泥浚渫	易	やや難	難			
	山池、麓池		易	やや難	難		
12. 地すべり	抑制工(承水路、排水路、水抜きポーリング、床止工)、抑止工(擁壁工)	易	やや難	難			
	抑制工(集水井、排水トンネル、堰堤)、抑止工(杭打工、アンカー工)		易	やや難	難		
13. 建築	木造、鉄骨	易	やや難	難			
	RC		易	やや難	難		
14. 施設機械	水路用ゲート、ゴム引布製起伏堰ゲート、除塵設備、ダム管理設備	易	やや難	難			
	ダム以外の受電設備、水管理設備		易	やや難	難		
	堰ゲート、ダム放流ゲート、ダム取水ゲート、ポンプ設備 ダム用受電設備、水力発電設備			易	やや難	難	

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

別添 2

V E 提案等評定実施要領

(対象工事)

第1 V E 評価の対象は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、地方農政局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、干拓工事、ダム工事、橋梁工事、施設機械設備製作据付工事、その他これに類する工事の入札時又は入札後契約前及び契約締結後に受け付けた技術提案とする。

(V E 評定の時期)

第2 V E 評定の時期は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- 一 当該提案を受け付けたとき（以下「基本評定」という。）
- 二 当該提案に基づき工事を行ったものについては、工事が完成したとき（以下「完成時評定」という。）
- 三 供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあつては、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき（以下「事後評定」という。）

(評定者)

第3 V E 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 基本評定及び事後評定の評定者は、V E 提案審査会としその構成は、「公募型指名競争入札方式の実施について（平成6年6月6日付け6地第430号）」に規定された技術審査会とする。
- 二 完成時評定は、検査職員及び主任監督職員の考査を参考の上、前号に示すV E 提案審査会が行うものとする。

(V E 評定の方法)

第4 V E 評定は、提案ごとに独立して行うものとする。

- 2 V E 提案の考査は、基本評定については、別記様式第1「V E 評定考査表（基本評定）」により、完成時評定については、別記様式第2「V E 評定考査表（完成時評定）」、事後評定については、別記様式第3「V E 評定考査表（事後評定）」により行うものとする。
- 3 V E 提案審査会は、基本評定ならびに完成時評定及び事後評定の結果を踏まえ、当該提案のV E 評定を決定するものとする。

- 4 評定に当たっては、別紙－1の留意事項を考慮するものとする。
- 5 評定結果は、別記様式第4「V E 提案等評定表」に記録するものとする。

(V E 評定結果の報告)

- 第5 V E 提案審査会は、基本評定を行った場合及びV E 評定を決定した場合、次の各号に掲げる者に遅滞なく、報告するものとする。
- 一 支出負担行為担当官(代理官を含む。)が契約した工事にあつては、局長。
 - 二 分任支出負担行為担当官(代理官を含む。)又は契約担当官(代理官を含む。)が契約した工事にあつては当該工事を担当する事業(務)所長。
- 2 事業(務)所長は、前項の規定により受理した評定表について、工事毎に、遅滞なく、局長に報告するものとする。

(V E 評定結果の修正)

- 第6 V E 提案に基づく施工に関し、かし等が発生した場合、V E 提案審査会は、V E 評定結果を修正するものとする。
- 2 かし等が極めて重大である場合は、V E 評定結果を抹消するものとする。

(V E 評定結果の通知)

- 第7 局長(分任支出負担行為担当官又は契約担当官が契約した工事に係るV E 提案については、当該工事を担当する事業(務)所長)は、基本評定を行った後、当該提案を行った者に基本評定結果を速やかに別記様式5により通知するものとする。
- 2 当該提案に基づき工事を行った者については、完成時評定を行った後、当該提案を行った者に完成時評定結果を速やかに評定要領第8に規定する様式により通知するものとする。
 - 3 当該提案に基づき工事を行った者については、事後評定を行った後、当該提案を行った者に事後評価結果を速やかに別記様式5により通知するものとする。
 - 4 第6第1項によりV E 評定結果の修正を行った場合、又は第2項により、V E 評定結果の抹消を行った場合も同様とする。

別記様式第 1

V E 評 定 考 査 表 (基本評定)

平成 年 月 日

事業所等名：〇〇〇〇事業(務)所

工 事 名	〇〇〇〇〇事業 〇〇〇〇〇〇〇〇工事						
提 案 件 名	〇〇〇〇〇施設構造の改造						
技 術 提 案 業 者 名	〇〇〇〇〇(株)						
V E 提 案 等 の 時 期	<input type="checkbox"/> 入札時 <input type="checkbox"/> 入札後契約前 <input type="checkbox"/> 契約後						
V E 提 案 の 採 否	<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用						
提 案 に 基 づく 施 工 の 有 無	<input type="checkbox"/> 施工あり <input type="checkbox"/> 施工なし						
提 案 者 の 契 約 の 有 無	<input type="checkbox"/> 契約あり <input type="checkbox"/> 契約なし						
V E 提 案 審 査 会 開 催 年 月 日	平成 年 月 日						
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名	〇〇農政局 整備部 〇〇 〇〇 印						
考 査 項 目		着 目 点			評 価		
共 通 考 査 項 目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である 等			a	b	c
	提案の独創性	新技術・新工法の採用 提案内容の創意工夫 等			a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性 施工期間の短縮 提案の根拠となる資料等の充実 等			a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果 等			a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策 リサイクルへの取り組み 等			a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用 大きな技術的波及効果 等			a	b	c
個 別 考 査 項 目	(具体的に記入)	(具体的に記入)			a	b	c
評 定 結 果	優	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。					
	良	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。					
	可	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。					
	(V E 提案審査会所見記入欄)						

注 1) 各考查項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。

2) 個別考查項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

別記様式第 2

V E 評 定 考 査 表 (完成時評定)

平成 年 月 日

事業所等名：○○○○事業(務)所

工 事 名	○○○○○事業 ○○○○○○○○工事				
提 案 件 名	○○○○○施設構造の改造				
技 術 提 案 業 者 名	○○○○○(株)				
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日				
主任 監督 職員 所属・氏名	○○○○○事業(務)所 ○○課 農林水産技官○○ ○○印				
完 成 検 査 職 員 所属・氏名	○○農政局整備部 ○○課 農林水産技官○○ ○○印				
V E 提案審査会代表 所属・氏名	○○農政局整備部 ○○ ○○印				
考 査 項 目		着 目 点			評 価
主任 監 督 職 員	施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか 等			a b c
	施工プロセス	提案に関して監督員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか 等			a b c
(所見記入欄)					
検 査 職 員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか			a b c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか 等			a b c
	性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、 性能の達成状況について具体的に記入	提案通りの性能が得られたか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。			a b c
(所見記入欄)					
評 定 結 果	a	提案を上回る優れた成果が得られた。			
	b	提案とおりの成果が得られた。			
	c	提案を満たさなかった。あるいは提案に起因した問題等が発生。			
	(V E 提案審査会所見記入欄)				

- 注 1) 考査項目については、V E 提案等に係る部分に着目し記入する。
 2) 各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。
 3) 評定は、検査職員及び主任監督職員の考査を参考の上、V E 提案審査会が行う。

別記様式第3

VE 評 定 考 査 表 (事後評定)

平成 年 月 日

事業所等名：○○○○事業(務)所

工 事 名	○○○○○事業 ○○○○○○○○工事	
提 案 件 名	○○○○○施設構造の改造	
技 術 提 案 業 者 名	○○○○○(株)	
事後評定年月日	平成 年 月 日	
VE提案審査会代表所属・氏名	○○農政局整備部 ○○ ○○印	
考 査 項 目	着 目 点	
性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	規定されている性能を満たしているか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。	
評 定 結 果	a	規定された性能を満たしている。
	b	規定された性能を満たしていない。
(VE提案審査会所見記入欄)		

別記様式4

V E 提案等評定表

平成 年 月 日
事業所等名：○○○○事業(務)所

工 事 名	○○○○○事業 ○○○○○○工事					
提 案 件 名	○○○○○施設構造の改造					
技 術 提 案 業 者 名	○○○○○(株)					
V E 提 案 等 の 時 期	<input type="checkbox"/> 入札時		<input checked="" type="checkbox"/> 入札後契約前		<input type="checkbox"/> 契約後	
V E 提 案 の 採 否	<input type="checkbox"/> 採用		<input type="checkbox"/> 不採用			
提案に基づく施工の有無	<input type="checkbox"/> 施工あり		<input type="checkbox"/> 施工なし			
提案者の契約の有無	<input type="checkbox"/> 契約あり		<input type="checkbox"/> 契約なし			
契約内容 (提案者が契約した場合に記入)						
契 約 金 額	当初：		最終：			
工 期	当初：平成 年 月 日		最終：平成 年 月 日			
完 成 年 月 日	平成 年 月 日					
基 本 評 定 年 月 日	平成 年 月 日					
V E 提案審査会代表所属・氏名	○○農政局整備部		○○ ○○			
基 本 評 定	優 良 可					
完 成 時 評 定 年 月 日	平成 年 月 日					
主任監督職員 所属・氏名	○○○○事業(務)所 ○○課 農林水産技官○○ ○○					
完成検査職員 所属・氏名	○○農政局 整備部○○課 農林水産技官○○ ○○					
V E 提案審査会代表所属・氏名	○○農政局 整備部		○○ ○○			
完 成 時 評 定	a	b	c			
事 後 評 定 年 月 日	平成 年 月 日					
事 後 評 定	a		b			
V E 評 定 年 月 日	平成 年 月 日					
V E 提案審査会代表所属・氏名	印					
V E 評 定	VI V IV III II I					

注1) 本様式は、V E 提案等評定の確定時に作成する。

- 2) 同一工事で入札時、契約後双方又は入札後契約前、契約後双方にV E 提案等があった場合は、それぞれ別様に作成する。
- 3) 完成時評定、事後評定は評定を行った場合のみ記入する。
- 4) V E 提案審査会代表所属・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。
- 5) 基本評定とV E 評定の関係は提案の採用、不採用により、以下のとおりとする。

V E 評定		VI	V	IV	III	II	I
基本評定	採用			優	良	可	
	不採用				優	良	可

6) 完成時評定を行った場合は、基本評定によるV E 評定を次のとおり修正する。

- 評価 a : 基本評定によるV E 評定を2ランクアップ (例: IV→VI)
- 評価 b : 基本評定によるV E 評定を1ランクアップ (例: III→IV)
- 評価 c : 基本評定によるV E 評定を1ランクダウン (例: III→II)

7) 事後評定でbの場合は、完成時評定後のV E 評定を1ランクダウンする。
(完成時評定後の時点でIの場合は、Iとする。)

提案の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

〇〇農政局長 (事業 (務) 所長)

〇〇〇〇 印

VE 提案等評定通知書

貴社が行ったVE提案等について、〇〇農政局工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に書面により、説明を求められます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

1 工事名 〇〇事業 〇〇工事

2 評定年月日 平成〇年〇月〇日

3 VE 評定

評定内容	評定結果
基本評定	
完成時評定	
事後評定	

【事後評定を行う場合にのみ記載する】

【評定の対象と成らないものは、「該当なし」と記載する】

4 書面の送付先 住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)

5 手続等の問い合わせ先 住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)
TEL (代) 内線

別紙－ 1

V E 評定にあたっての留意事項

1. V E 評定の対象となる工事

V E 評定は、入札者若しくは契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とし、現在試行されている以下のような方式が対象となるが、新たな方式が試行された場合は、適宜対象に追加する。

入札時に技術提案を受け付けるもの

- ・入札時V E 方式（総合評価、価格競争）

入札後契約締結前に技術提案を受け付けるもの

- ・入札後契約前V E 方式

契約後に技術提案を受け付けるもの

- ・契約後V E 方式

2. V E 評定の対象となるV E 提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たすV E 提案を対象とする。落札、不
落札は問わない。また、審査の結果不採用としたV E 提案でも、要件を満たし
ているものであればV E 評定の対象とする。

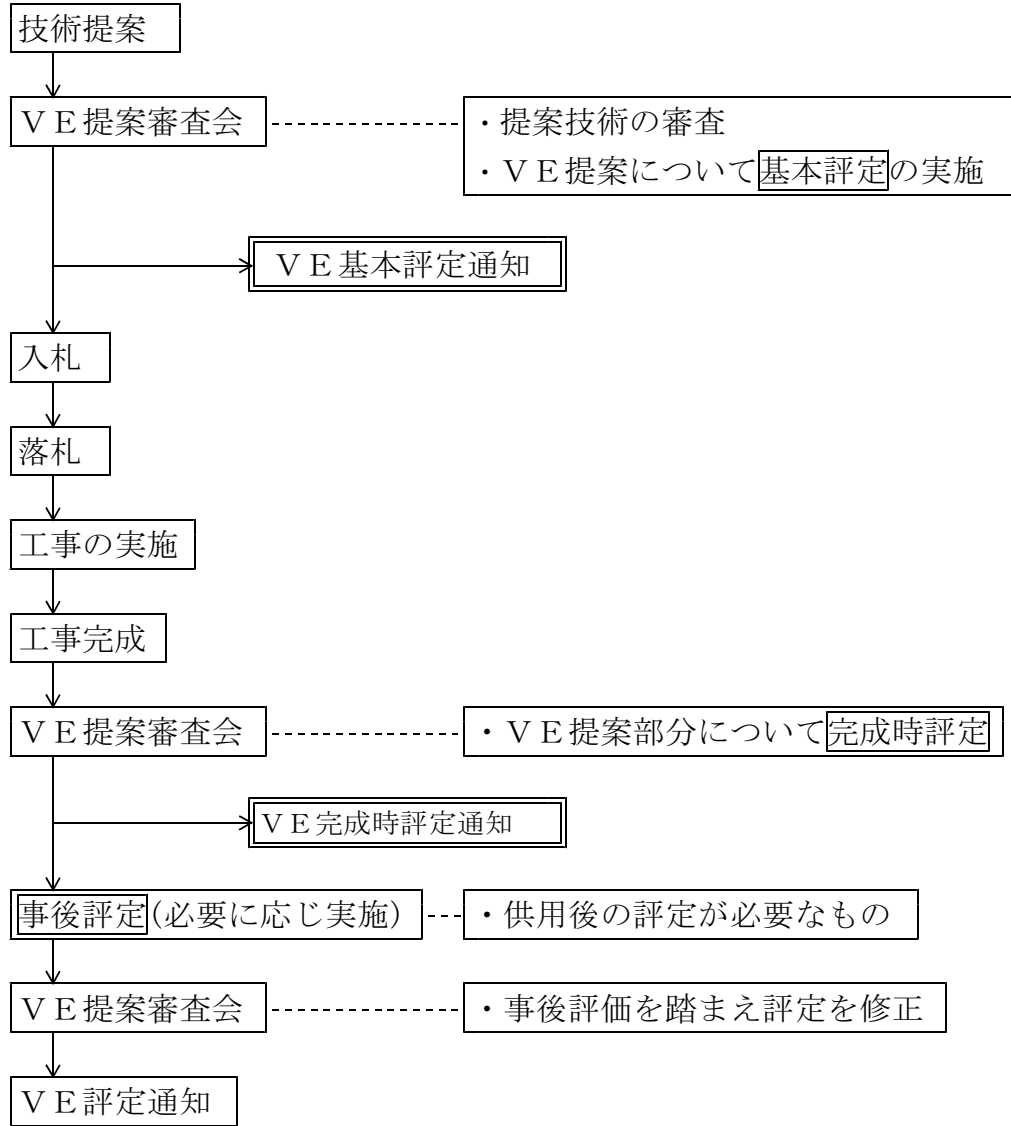
< V E 評定の対象として認められないV E 提案の例 >

- ・設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案
- ・必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

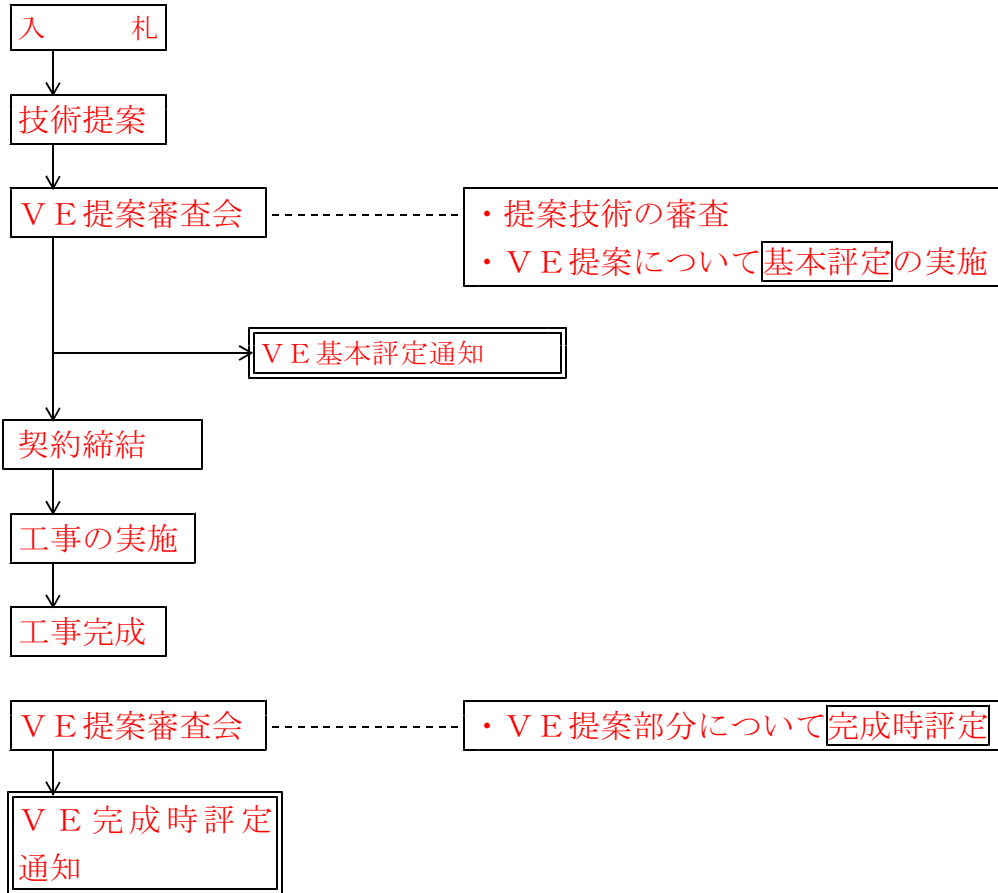
3. 評定の流れ

評定の流れの概要は以下の通りである。

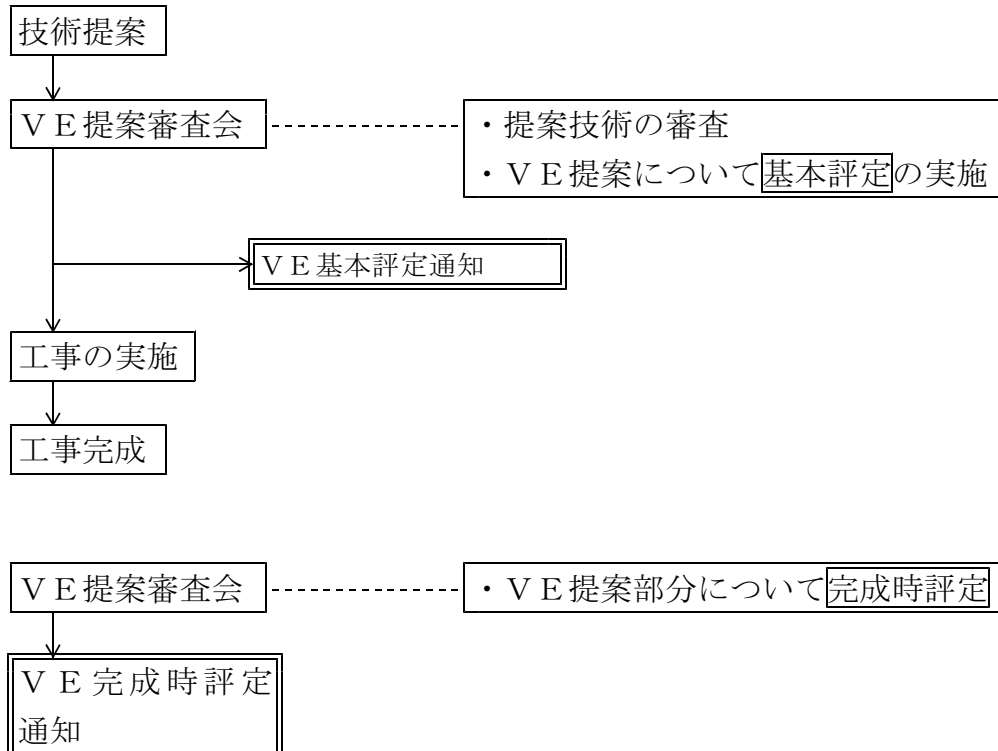
- ・ 入札時に技術提案を受け付けるもの（入札時V E）



・ 入札後契約締結前に技術提案を受け付けるもの（入札後契約前V E）



・ 契約後に技術提案を受け付けるもの（契約後V E）



4. 評定方法

基本評定及び完成時評定・事後評定を踏まえ、以下の通り 6 段階に評定を行う。

○基本評定

以下の通り、基本評定の 3 ランク評定を踏まえた評定を行う。V E 提案は採択されたが落札しなかった場合及び V E 提案が不採択の場合（＝提案に基づく工事を行わなかった場合）は、基本評定がそのまま最終評定となる。

評 価	VI	V	IV	III	II	I
採 択			優	良	可	
不採択				優	良	可

○完成時評定

提案に基づく工事を行った場合は、完成時評定による補正を行う。

- ・評価 a：基本評定を 2 ランクアップ
- ・評価 b：基本評定を 1 ランクアップ
- ・評価 c：基本評定を 1 ランクダウン

（評定例）

基本評定：優、完成時評定：a の場合 VI

基本評定：良、完成時評定：b の場合 IV

基本評定：可、完成時評定：c の場合 I

○事後評定

当該工事の引き渡し後において、供用後の性能等が規定された工事にあつては、当該性能の測定時に事後評定を行い補正を行う。ただし、完成時評定後の時点で I に相当し、事後評定が評価 b の場合は、I とする。

- ・評価 a：基本評定を 2 ランクアップ
- ・評価 b：基本評定を 1 ランクダウン

5. V E 評定の修正

一度決定した評定であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、V E 提案審査会において評定を修正する。極めて大きなかし等が発生した場合は、V E 点の抹消も含め検討する。

